

平成9年度施政方針

貴重な時間をいただきまして 平成9年第1回市議会定例会に当たり、私の施政の方針を述べさせていただきますことを、心からお礼申し上げます。

昨年5月の市長選挙におきまして、私は、市民の皆さんの御信任をいただき、3期目の市政を担当させていただくこととなりました。そして、この3月市議会では、通算しまして9回目の予算の編成に取り組み、提案申し上げるものでございます。

さて、私の3度の出馬に際しましての基本姿勢といたしましては、20世紀をしめくくり、来たるべき21世紀に向かっての道筋づくりを行い、「輝く街 福生」を構築することで行いました。そのためには、市民の皆さんの声に謙虚に耳を傾け、果敢に挑戦し、私自身が先頭に立って事にあたる、正に、アクティブ・クリエイティブ・チャレンジングの意気込みで臨むということでございます。そしてこれまでも増してなお一層、私自身の考え方や施策の推進について市民の皆さんに分かりやすく明らかにし、市民の皆さんや議員各位に御理解と御協力、御支援のいただける市政運営を図ることであると考えるものでございます。

私は、21世紀を展望いたしますと、これからの「まちづくり」にとって必要不可欠なものとしたしましては、より一層市民参加を広げ、市民が中心になって市政が進められていくことであると強く感じるものでございます。

申し上げるまでもなく、まちは、そこに住む市民のものであり、まちづくりは市民のために、そして市民と議会と行政との連携協力により築き上げられなければならないものでございまして、これまでも常にその認識に立って取り組んでまいりました。

また、市民のためのまちづくりの手法として、行政として何を担当し、市民に何を分担していただくのか、役割分担を明らかにしていかなければならないものと考えております。

例えば、交通安全の対策として、駅周辺自転車駐車場の整備をしてまいりましたが、今後は自転車駐車場の利用についても、使用料の問題について、サービスと受益の観点から検討されなければならないものと考えます。あるいは市税や国保税などにつきましても、本来納税をいただくべきものについては、必ずお納め願ひ、その責任を果たしていただくことだと存じます。すなわち、市民の皆さん方お一人おひとりに改めて受益と負担、権利と義務、自由と規律、互助と自助ということについてお考えいただくことが大事ではないかと存じます。

とりわけ高齢化、少子化、国際化、情報化、価値観の多様化等々といった社会の諸環境の変化が進む中で、行政の諸分野にわたる施策の展開を図りますためには、財源に限りがあるわけございまして、行政がすべてにわたり直接サービスの提供をしていくことは至難の技であり、かつ、あらゆる市民の要望に到底応えきれぬものではございません。まさに、そこには市民の役割分担並びに参加は必要不可欠な課題でございます。

このことは、単に財政上の問題としてだけではなく、地方自治のあり方について、市民が主体となったまちづくりを形成するという自治の原点にかかわってくる問題でございます。

これまで、開かれた行政の推進を図りますために、平成7年度には、西多摩地域の市町

村では一番最初に、情報公開制度及び個人情報保護制度を導入し、また、今年度は行政手続条例の制定をいたしまして、公平、公正な市政とすべく取り組んでまいりました。更に、昨年3月には、市議会で大変な御心配を賜りましたことから、公園や文化施設をはじめ、各種公共施設の建設などに当たりましては、市民参加ができる仕組みづくりもいたしてまいりました。

また、重要施策の方向づけにつきましては、市民の代表を加えました委員会や審議会等を設置し、市民の意見や要望を取り入れて取り組んでおります。今後とも、今以上に市民参加が図れる機会の拡大等につきまして検討をしておりますとともに、市民の皆さん方の主体的、自主的な活動が活発に展開されるような奨励や援助、情報の提供を進めてまいりたいと考えております。

さて、これまでの福生市のまちづくりは、近隣にも引けを取らないテンポで進んできたかと存じます。しかし、近年、近隣市町の急激な発展と変貌、また、去る2月に発表されました東京都の基本構想「生活都市東京構想」でも、立川・青梅は多摩の「心」として整備する計画があり、更に、秋留台地域の総合整備、新交通システムとしてのモノレールの瑞穂方面への次期整備計画の取組み、幹線道路網整備としての圏央道建設など、当市周辺地域での大規模プロジェクトは、計画から徐々に具体化の段階へと進もうとしてきております。

そういう中で、福生市は、これらの計画からはことごとく外れておりまして、このことは、福生市の将来が閉塞状態に陥るといった懸念がされるところで、その意味で今後の市の将来ビジョンをいかように作り上げていくか、誠に大きな課題となってまいっております。

そこで、私といたしましては、21世紀を目前に控え、福生市の特性を生かし、個性豊かで魅力あるまちづくりを進めてまいりますには、確固たる道標が必要であり、平成9年度をそのきっかけづくりの年と位置づけてまいりたいと存じます。

そして、21世紀のまちづくりは、これまで以上に福生市の市域のみにとられるのではなく、近隣市町への広がりや市民の生活圏の広域化あるいは東京都における位置づけ、もっと大きくいえば、日本や世界の中での福生市を的確にとらえながら、全国規模、地球規模で考え、福生市にふさわしい夢と目標を設定していくことが大切であると考えているものでございます。

今日は、大変環境の変化の激しい時代でございます。技術革新、高度情報化、国際化、高齢化、価値観の多様化、女性の社会進出、自由時間の増大、自然や環境への重視などなど、大きな潮流が我が国を覆ってきております。このような中で、舵とりを誤ることなく、新しい時代を切り開いていくためには、フレキシブルな思考と幅広い角度からものごとを見ていくことが不可欠なことでございます。そこで、そのための流れづくりをしてまいりたいと考えております。そして、その流れを契機に新しいまちづくりのうねりへと成長させていければと願っているものでございます。

そこで、何点かにつきまして、私の考え方を申し上げ、取組みを進めます中から、新た

な福生市の方向を見出せればと思っております。

はじめに、福生市の第3期総合計画策定の取組みがございます。21世紀まであとわずかなところまでまいりました。その新しい時代に向かつてのまちづくりの第一歩といたしまして、第3期の総合計画の策定に取り組んでまいりたいと計画をしております。

御案内のように、現在の第2期福生市総合計画は平成2年4月に策定いたしまして、計画期間を10年間で定め、取り組んできたところでございますが、平成11年度をもちまして計画期間が満了することとなっております。

これまでの福生市のまちづくりは、都市基盤、生活基盤づくりを重点として進めてまいりました。その結果、下水道はもとより、市道や公園などの基盤整備が進み、また、福祉センター、児童館、あるいは市民会館や図書館、体育館、更には地域会館などに代表されます施設が整備され、併せて、それらの施設での各種事業の展開に努めてまいったところでございます。その結果、まちづくりは成熟期を迎えつつあると考えるものでございます。

こうした一つの到達点に立って、21世紀のグランドデザインを新たに描く必要が出てまいりました。

そこで、新しい世紀の基本構想づくりに向けまして、新時代のテーマを的確に把握し、政策課題として設定していくための基礎調査を平成9年度に実施いたしますとともに、平成10年度には総合計画策定に向けた基本構想審議会等を設置いたしまして、平成12年3月までには新基本構想・基本計画を策定できますよう、進めてまいりたいと考えているところでございます。

第2は、前述の第3期総合計画をより効率的、効果的に進めてまいりますためにも、新たな行財政改革の取組みが必要となってまいります。

今日、国並びに地方公共団体を問わず、財政状況の厳しさは御案内のとおりでございます。例えば、この3月末の国債及び地方債を合わせますと、その残高は約442兆円に達すると見込まれておりまして、極めて厳しい状況下であり、国においては、平成九年度を「財政構造改革元年」と位置づけ、その出発点とする方針を立てております。

また、東京都におきましても、景気回復の遅れにより、歳入の中心であります都税収入の大幅な落ち込みから、当面する巨額な財源不足への対処など財政体質の転換を図るため、平成8年度から平成10年度までの財政健全化計画を策定し、昨年11月から既に改善に取り組んでおります。

当福生市におきましても、その厳しさは例外ではございません。

市の平成9年度から平成13年度までの財政計画を試算いたしますと、ここ数年の予算規模や事業内容のまま歳出を計上いたしてまいりますと、税や補助金等の伸びが期待できない状況においては、5年間で約100億円もの大幅な財源不足が見込まれるところでございます。とりわけ、高齢社会への移行、地方分権の推進、介護保険制度の動きなどに伴い、今後の財政負担は確実に増加することが予測されまして、市の行財政運営に新たな対応が求められてきているところでございます。

そこで、行政運営の基本となります財政基盤を確立し、市に課せられた課題への取組みをいたしてまいりますために、昨年3月に、福生市行政改革推進委員会から行政改革に向けた答申をいただき、昨年10月末には、福生市行政改革大綱及び同推進計画を策定いたしましたところでございます。今後は、私を本部長といたします「福生市行政改革推進本部」におきまして、大綱の進捗状況を定期的に把握し、行政改革の着実な推進に努めてまいり所存でございます。

また、行政改革の取組み並びにその推進状況につきましては毎年、福生市行政改革推進委員会に報告を申し上げ、その実効を期すべく努めてまいりたいと存じます。

私は、この行政改革は、単なる事業費の削減や市民に負担の増大を願うというような当面する事態の解決だけで終わらせるのではなく、福生市の将来にわたる健全なまちづくりに向かって新たな行政課題に対処できる力を蓄え、安定的な行政サービスの提供をしていく視点から強固な財政基盤を確立し、「輝く街 福生」をつくり上げるために取り組んでまいりたいと考えております。

第3は、これからの大きな課題といたしましては、地方分権問題がございます。

地方分権については、今や時代の大きな流れとなって身近に迫ってきております。今後、市町村が地域にかかわる行政の責任ある担い手として、行財政の権能の拡大とともに、住民に対しましてより大きな責任と役割を負うこととなる訳でございます。そして、これに伴い、国や東京都からは様々な形で事務の移管がされてまいりますことは明白でございます。既に保健所の業務の一部については、この4月から移管されることが決定されておりますし、また、平成12年度を目途に、公的介護保険の事務についても動きが出ているところでございます。

このような情勢からいたしますと、今後、自治体の行政施策遂行能力の充実強化が不可欠となってまいります。そのためには、自治体の規模の拡大や執行能力の向上が重要なこととなってくると考えるものでございます。こういう点で、地方分権の受け皿として、例えば、「合併」ということも念頭に入れてその対応を考えていくということではないかと思っているところでございます。

そこで当面は、一部事務組合や西多摩地域広域行政圏協議会などの中で、市の実情に応じて適正な方法を選択し、広域的な行政の取組みを積極的に活用してまいります。21世紀における福生市のあり方、あるべき方向というものを探ってまいりますには、合併問題につきましてもの研究を進めていきたいと思っております。

今後、関係各方面におきまして大いに議論がされますような機会や場づくりが、重要であろうと考えるものでございます。各方面での大いなる議論がされる中から、よりよい方向を見出していただければと願っているものでございます。

第4に、福生市にとりまして誠に大きな存在といたしましては、なんといたしましても横田基地問題でございまして、基地対策は大きな課題でございます。

基地の存在に伴う諸問題につきましては、これまでも再々申し上げておりますが、横田

基地周辺住民だけが犠牲になるということではなく、常に全都民、全国民の問題としてとらえていただき、関係各機関におかれては、その対策について万全を期すべく対処願いたいと考えております。

私といたしましては、これまで以上に国に対しまして、周辺住民に対する安全の確保と騒音等の諸問題に対する周辺対策等の諸施策について、強く要請してまいる所存でございます。

ところで、これまで東京都は、横田基地対策につきましては比較的消極的な姿勢でございましたが、昨年5月27日に、青島東京都知事がはじめて横田基地を視察され、その際に、福生市役所内で5市1町との会談がもたれまして、今後、東京都が参画する形での連絡会の設定について合意がされました。

これを受けまして、昨年11月11日に都庁内におきまして、知事及び横田基地周辺市町の市長・町長が出席する中で、横田基地が所在することによって起こる共通の諸問題の解決へ向けて、東京都と横田基地周辺市町が密接に連携し、協議することにより、住民福祉の向上を図ることを目的といたしました「横田基地に関する東京都と周辺市町との連絡協議会」が発足いたしましたのでございます。この席上、国の関係機関及び米軍に対し、米空母艦載機飛行訓練の全面的な中止、騒音防止対策の推進、航空燃料漏出事故の適切な対応、基地を抱える自治体への適切な情報提供の4項目を、共同で要請していくことを決定いたしましたところでございます。更に、今後検討していくべき主な事項といたしまして、日米地位協定、基地を抱える自治体への財政支援、騒音対策の3項目についても合意をみたところでございます。

協議会では、早速これらの合意を踏まえまして、去る2月18・19日の両日、防衛庁長官、環境庁長官、外務・大蔵・自治の各大臣、米軍関係等に対しまして、具体的な取組みを行ったところでございます。

これまでと違い、こうした形で東京都が、基地問題の解決へ向けて参加いただいたことは大変意義深く、また心強く思っております。今後、騒音対策等につきましては、大きな成果があるものと期待しているところでございます。

さて、これまで基地は、長期的に見て動かし難いという見方の中から、基地の所在に伴う影響の軽減という面で、公共施設の整備や騒音防止対策等を図るべく、防衛補助事業等の獲得、拡充に力を入れてまいったところでございます。しかし、現下のような世界情勢の大きな変化が出てまいりましたとき、将来的にこの姿勢を保っていてよいものか、あるいはいつの時点にかは、防衛補助からの脱皮を考えていく必要があるのではないかと考えるものでございます。

国際政治における東西の冷戦構造の解消などを踏まえますれば、21世紀における基地のあり方、あるべき方向というものをこの時期、市としても探っていかなければならないところに来ているのではないかと存ずるものでございます。勿論、朝鮮半島における緊張、中国の今後の動きや世界的な宗教・民族問題など、世界の各地でいろいろな対立、騒動が続いており、一概に単純な見方はできませんが、首都の市街地の基地についての整理、統合については、考えられて然るべきと考えるものでございます。

このことは、誠に大きな課題でございますので、国や関係各方面等におきまして、大いに議論をしていただければと強く願っているものでございます。是非、基地の存在について各方面での大いなる議論の中から、返還を含めた基地転換についても、よりよい方向を見出しingければと願っているところでございます。

仮に基地が返還されまするならば、騒音による被害からは解放され、東部方面の立川市や武蔵村山市へのアクセスが、新青梅街道や五日市街道へ迂回することなく可能となり、都市基盤の整備も図られ、まちの活性化に大きな効果が期待できるのではないかと考えているところでございます。

以上、私のごく基本的な考え、取組みにつきまして申し述べましたが、これらの取組みの中から、福生市のあるべき方向へのきっかけづくりができ、そこにつなげていければと考えているものでございます。

引き続き、福生市の21世紀のビジョンづくりに向かって全力で取り組んでまいりたい決意でございます。

次に、福生市が抱えております当面する課題につきまして、その取組みの方向について申し述べさせていただきます。

はじめに、都営住宅跡地への学校建設についての方向転換でございますが、この建設候補地につきましては、都営住宅の建替え事業に伴い、昭和61年3月に、都との協定に基づき用地確保をお願いしてきたところでございます。

これらの経過を経まして、福生市といたしましては、協定に基づき小学校用地としての取得をいたすべく、東京都住宅局との交渉をいたしてきたところでございます。その結果、東京都では、平成4年7月に東京都公有財産管理運用委員会において、福生市への小学校用地としての具体的な売払いについての最終決定をされました。

そして、東京都では、このような段階までまいりましたので、小学校建設について福生市が方針を早期に決定し、用地の買取り、小学校の建設について具体的なスケジュールを示してもらいたいということで、再々、福生市の用地取得並びに学校建設についての意思決定の確認を求めてまいっておりました。

私といたしましては、小学校建設問題は、市長就任の際に継承しました事業で、なんとかそれを遂行するということが、課せられた責務であった訳でございます。

しかし、他方で、限られた財源の中で行財政の健全性と安定性、市民サービスの一層の充実・向上、将来の行政需要などに備えた対応など、市政運営全般にわたりまして私に課せられておりますその責務とを比較、検討いたしますときに、これまでの学校建設の方針を貫くか、慎重に検討していかなければならない状況にございました。また、教育委員会における調査でも児童数の伸びが期待できず、新たに学校建設をするような状況が見込めないという統計的な見通しから、教育委員会として新設校の需要はないということでございます。

もともとこの土地は、都民のための住宅用地でございましたが、これまでの協議の中で、

小学校用地として有償で提供されることとなったもので、仮に福生市が取得いたしましたとしても、小学校用地として利用するという制約がございまして、福生市では、この土地のほかにも既に学校用地として取得し、現在「自由広場」として臨時的な使用をしている用地がございます状況においては、慎重の上にも慎重に検討していかねばならない訳でございます。

もし、学校用地以外の利用ができますれば、これに越したことはない訳でございます。私といたしましては、ほかに都の要綱に拘束されないことで有効な活用が考えられないか検討をいたしてまいりましたが、これはという適当なものも見出せず、また、都にも、学校建設以外での措置について検討されないのか打診をしてきたところでございます。しかし、住宅問題は首都東京におけます緊急、重要課題であり、東京都においても、既に事務監査の中で、住宅用地が空き地のまま放置されている状態については早期に結論づけをするよう、再々指摘されているとのことで、なんとか理解を得たいとのことでございました。

今後、市といたしましても、都との幅広い行政運営上の支援、連携、協力関係を考慮いたしますと、現在求められている行政需要にかなう方向で解決策を見出し、この問題に終止符を打つときに来たと考えるものでございます。そして、児童数等の見通しも一定の方向が出てまいりましたので、この時期が、市としての結論を出していくときと考えまして、やむなく従来の方針の方向転換をさせていただくものでございます。

そこで、現在小学校用地として確保願っております土地につきましては、学校建設に代わる活用案について都の意向を打診してまいりましたところ、昨年5月末に、東京都から学校建設に代わる案が提案されてまいりました。その内容といたしましては、住宅建設としてシルバー住宅、並びに都民住宅及び第一種公営住宅の建設をし、併せて施設建設としまして、約750平方メートルの児童館の建設、公園及び児童遊園では、合わせて約3,200平方メートルの建設の案が示されてまいりました。

これらの施設及び公園、住宅の建設は、東京都の負担で建設され、建設後の利用については、児童館及び公園については無償貸付けとし、経常経費、いわゆるランニングコストについては市の負担で願いたいというものでございます。

児童館につきましては、福生市におきましては第一中学校区に是非建設したいと考えており、その規模も配慮されるということでございます。

また、シルバー住宅については、福生市への優先割り当てとして建設戸数の8割、約30戸を確保するというもので、高齢者住宅の確保の面では、当市の高齢者住宅計画の目標に向かって進展をみることとなるものでございます。

このほか、集会所につきましては、地域開放型のものでいくということでございます。

これらの提案につきましては、現下の諸情勢の変化に対応できる方向にございますので、福生市にとりまして有効な施策と考えるものでございます。併せて、財政的な側面で見ましたとき、福生市が、仮に児童館及び30戸のシルバー住宅並びに生活協力員住宅、更には公園や児童遊園などにつきましては、用地の購入及び建設等をするをいたしまして試算いたしますと、総額で約26億円ほどにものぼるものとみております。まさに、その財政的メリ

ットは見逃せないものであると思っております。

是非、都営住宅跡地の学校建設の方向転換につきまして、御理解、御協力を賜りたいと存ずるものでございます。

なお、都営住宅跡地の学校建設についての方向転換をする一方で、子供さん方の通学の安全について再点検を進めるとともに、学区のあり方についても教育委員会での検討を願いながら、更には、現在「自由広場」として利用しております土地につきましても、今後の方向づけをしてまいりたいと考えております。

次に、母子保健業務への取組みの関係でございますが、平成6年7月に、保健所法が地域保健法に改正されまして、現在、保健所が実施しております乳幼児検診をはじめとする母子保健事業や栄養改善事業が、この4月から市に移管されてまいります。そこで、昨年5月には保健婦2名を新たに採用し、移管業務に支障が出ないよう既に研修をさせております。さらに、昨年10月には内部努力によりまして、事務職員を1名配置し、移管に向けて着々と準備を進めているところでございます。

また、保健所の土地及び建物につきましては、新年度予算で購入させていただき、福生市の保健センターとして位置づけをすべく、その活用を考えております。

なお、現在の保健所につきましては、市が業務を進めますには使い勝手の悪い施設でございます。今後、改造計画を練り、平成9年度の早い時期に設計費の計上等御相談申し上げ、改造をさせていただくとともに、現健康センターとの利用調整などにつきまして整理し、両施設の有効活用を図ってまいりたいと存じます。その節は議会にも十分御相談申し上げてまいりたいと存じます。

福生保健所が閉鎖され、今後は、市に移管される母子保健事業を除き、青梅保健所を拠点に実施されることとなりますことにつきましては、利便性などの面において市民サービスの著しい低下を招かないよう、今後とも東京都に対し要望をいたしてまいります。

次に、福社会館の今後の活用についてでございますが、平成7年9月に開館いたしました福祉センターに、これまで福社会館で取り組んでまいりました老人・心身障害者・母子・寡婦関係の福祉事業の取組みの場が移りましたので、その後の福社会館の有効活用を図るための庁内での検討をさせてまいりました。

検討に当たっては、この施設は建築後25年余りが経過しておりますので、まず、建物の耐震診断及び補強調査を実施いたしましたところでございます。調査の結果は、改修により継続して利用することが可能となりましたので、今後、具体的な耐震補強を施し、併せて、現在の空調・電気・水道などの設備の改修を図ってまいりたいと存じます。改修後は、新たにエレベーターを設置いたすとともに、1階はシルバー人材センターの拠点施設として御利用いただけるよう、関係の事務室や作業室及び相談室等を配置してまいりたいと存じます。

また、2階は現シルバー人材センターで利用されている場所を集会施設とし、既存の学童保育室は従前どおりとし、3階は、これも従前どおりの御利用ができるようにしてまい

りまして、地下は、公文書や文化財等の収蔵庫に改造してまいりたいと考えております。

そこで、新年度予算には実施設計費を計上させていただきまして、平成10年度には改修工事をしてまいりたいと計画をいたしております。

次に、福祉施策についてでございますが、市民の皆さまや議会の御協力によりまして、平成7年9月には、福祉の拠点となります福祉センターを開館することができました。

おかげさまで市民の方々から大変評価をいただき、老人福祉センター施設や高齢者在宅サービスセンター施設、及び高齢者デイサービス事業や身体障害者デイサービス事業等での利用者を合わせますと、平成7年度は半年間で延べ24,481人、本年度は2月末現在で、延べ約62,100人もの方々の御利用をいただいているところでございます。新年度も、高齢者をはじめ、在宅での介護を必要とする方々のための事業に取り組んでまいります。

また、入浴や食事サービス、ショートステイ等を含めた高齢者在宅サービスセンター事業をはじめ、痴呆性デイホーム事業、更には、24時間窓口開設の在宅介護支援センター事業につきまして、市内の社会福祉法人に委託して事業の推進を図ってまいります。

この外、昨年11月に福祉センター内に、身体障害者の自立促進、機能の維持向上等を目的に、通所による身体障害者デイサービス事業も開始することができました。

今後とも、この福祉センターを拠点として、すべての市民が健康で住み慣れたまちで安心して暮らしていけるよう、福祉と保健、医療との連携のもとに、関連施策につきましても、地域福祉計画に沿って総合的に推進していくことといたしております。

次に、商業振興についてでございますが、当市の商業環境につきましては、先進商業都市の発展、近隣市町での開発や大型店の進出によりまして、商圈は一層狭まり、誠に厳しい情勢となってきております。

そこで、魅力ある商業地区の実現という視点から、福生駅西口駅前通りの整備を図るため取り組んでまいりましたが、現在、中央通りから長沢地区につきまして、95パーセントの用地買収が完了いたしました。新年度は、残りの用地買収を進めるとともに、駅前通りと銀座通りの交差点から旧商店街協同組合ビル跡地までの約230メートルの区間につきましては、道路整備も併せて実施してまいりたいと存じます。

なお、道路設計等に当たりましては、市の中心地であり、「まちの顔」となる場所でございますので、地元の皆さんとも十分に話し合いながら進めてまいりますが、電線類などの地下埋設化を図り、より安全、快適な道路空間を造ってまいることといたしております。

また、福生駅西口駅前通りの整備と併せまして、中心的街区の中にある銀座通りにつきまして、当面、銀座商栄会の区間の道路整備等を進めてまいりたいと考えております。

整備の方法といたしましては、地元商店街との話し合いのもとに、歩道部分をインターロッキングとし、車道部分はカラー舗装とする方向で整備を予定しておりまして、新年度に実施設計を計上させていただきまして、平成10年度に工事をしてまいりたいと考えております。なお、銀座商栄会では、商店街のイメージアップを図るため、装飾灯の取替え並びに新たにアーチ2基を設置する予定がございますので、市としては補助金を出し、支援

をしてまいりたいと考えております。

装飾灯並びに道路整備がされますならば、商店街全体が明るく歩きやすくなりますとともに、より快適な商店街の実現を図ることができるものと存じます。

今後とも、商店街の方々の御尽力のもとに、人が集まる魅力ある商店街づくりを進めていただければと願っております。

一方、中銀座商栄会及び東銀座商栄会の区間につきましては、今後、両商栄会と整備の時期について十分協議してまいりたいと存じます。

次に、廃棄物対策についてでございますが、今日、地球環境の汚染が進んでおりますことを踏まえれば、ごみ対策は行政だけではなく、市民の皆さんお一人おひとりが、ごみ対策を自分のものとし、深刻な問題として受け止めていただき、かつ真剣に取り組んでいただかなければならない大きな課題でございます。

日本の社会は、皆さんの創意と工夫、努力によって豊かになりましたが、このことは、大量生産、大量消費の社会となり、使い捨て文化が氾濫し、ごみが大量かつ多岐にわたって排出され、その結果、最終処分場の逼迫、処理コストの急騰を招いてきております。

このことは、燃やして埋める処理から、ごみを出さずにリサイクルを進めるといった取り組みが、より重要なこととなってきていることを意味しております。

とりわけ、この4月からは容器包装リサイクル法が施行され、ビンやペットボトルの排出の際は、市民の皆さんは洗浄して分別排出し、市はこれを回収し、製造事業者等はこれを再利用することが義務づけられてまいります。

そこで、市ではその回収方法の整備を図る観点から、市民の代表や学識経験者などで組織されております福生市廃棄物減量等推進審議会に諮問を申し上げまして、ごみ収集の日数等の見直しにつきまして検討をいただいているところでございます。更に、審議会の検討と並行しながら、収集日数等の見直しに伴うアンケートについて、廃棄物減量等推進員の方々の御協力をいただきながら、市民の皆さま方への調査を今月中に実施してまいります。

市では、審議会からの答申やアンケート調査結果などを踏まえながら、ビンやペットボトルの収集方法並びに収集日数等の見直しを平成9年度中に図ってまいりたいと考えております。

ところで、ごみ対策の一つといたしましては、普段から買い物は自分のバックを持参し、ごみの出ない商品を選ぶ、過剰包装を求めない、あるいは断るという姿勢が必要かと存じます。

また、すべての物を大切にし、「もったいない」という気持ちをもって、市民・企業・行政等がその心掛けを実践していくことがなによりも大切なことではないのかと存じます。

さて、市では、新たなリサイクルセンターの整備に向け建設に取り組んでまいりました。おかげさまでこの4月から、リサイクルセンターの工場を稼働させる運びとなりました。この工場は、ごみを処理する前に不燃ごみ等を粉碎し、ごみの容積を減らし、処理しやす

くするための中間処理施設でございまして、ここでの処理を行うことによりまして、逼迫しております最終処分場の延命化に寄与することとなるものと考えるものでございます。

ごみ減量の問題につきましては、産業構造や社会構造の改革を含めて取り組んでまいりませんと、計画通りの減量は望めないと存じます。

また、市民の皆さまが生活を営むうえでは、これをいかに上手に処理しても「残さ」というものが出てまいります。この「残さ」の行く先が日の出町の最終処分場でございまして、ここに搬入され、埋め立てをさせていただいているものでございます。埋め立てができますのも、日の出町をはじめ、周辺地域の皆さんのお陰でございまして、その施設建設並びに運営につきましては、誠意をもって臨まなければならないものと存するものでございます。

いずれにいたしましても、ごみ問題は誠に大きな課題ではございますが、ごみ排出の原点は、それぞれの家庭でどのように対応いただけるかに大きくかかわってくるものでございますので、是非、ごみ問題に対する意識と関心を常にもっていただくことが大切ではないかと思っております。このことが快適な生活環境を創り出すこととなり、ひいては地球環境の保全並びに地球資源の延命に結びつくものと思っております。

次に、都市基盤整備でございますが、自然環境を生かし、住環境との調和を図りながら、まちの美しさ、快適さ、安全性といったことなどを進めますには、引き続き都市基盤整備についても進めていかなければなりません。その一つが、幹線道路の整備でございます。

まず、懸案でありました陸橋通りでございますが、東京都の施行による熊川内出交差点から国道16号までの間の拡幅については、平成7年度に現況測量まで実施されてきております。この現況測量図を基に幅員等につきまして、東京都と再三協議を重ねてまいりました結果、おかげさまで昨年11月27日に東京都との合意が得られまして、道路幅員については、一部、国道16号と内出交差点付近については、右折レーン確保のため25メートルとなりますが、基本幅員22メートルをもって計画決定を行い、施行していく旨の回答を得たところでございます。

また、去る2月18日には地元説明会も開催することができました。今後、地元関係者の皆さんの御理解と御協力をいただきながら、早期に道路拡幅整備が完成できますよう、東京都とも力を合わせて努力をしてみたいと存じます。

次に、多摩橋通りについてでございますが、東京都から平成7年度に、青梅線との立体交差についてJRとの間で基本的事項の合意が得られたので、実施計画に入る前に、道路の管理替えについて早急に進めてほしいとの要請がされてきております。そこで、市では、早い時期に東京都への移管を進め、早期に都施行により拡幅整備に着手いただけますよう、現在努力しているところでございます。

次に、産業道路につきましては、平成7年度に、東京都における都市計画道路整備計画の見直しの中で、第2次前期事業として東京都施行により取り組まれますよう強く要請い

たしてまいりましたところ、昨年3月にその決定をいただきましたので、今後は、現況調査及び測量等を実施していただき、早期事業化が図られますよう、強く要請をしてまいりたいと存じます。

次に、東京都の「すいすいプラン 100」についてでございますが、これは、東京都内における慢性的な交通渋滞の解消を図るという観点から、多摩地区の100箇所の渋滞する交差点を改良するという事業でございます。平成9年度は基本設計と用地測量、10年度に用地買収、その後につきましてははまだ具体的になっておりませんが、平成13年度末までには完成させる予定とのことでございます。

西多摩建設事務所管内では18箇所が予定されておまして、この内福生市内は、宮本橋交差点・新橋交差点・牛浜交差点・牛浜郵便局前交差点の4箇所を改良するとのことでございます。既に、昨年7月19日には宮本橋交差点と新橋交差点につきましては、地元説明会が開催され、いろいろと御意見、御質問をいただいているところでございます。

この計画につきましては突然のことございまして、地元の皆さんにおかれても、さぞ困惑をしている方も多いのではないかと考えております。

東京都では、宮本橋交差点及び新橋交差点の関係につきましては、再度地元説明会を開催し、関係者の御意見を伺いたいとのことでございます。

今後、十分話し合いの上で、計画が御理解いただける方向で実施されることを望むところでございます。市といたしましては、東京都と地元の皆さんとのパイプ役を果たしてまいりたいと考えております。

次に、長年懸案となっております熊川・松原線についてでございますが、昨年1月29日に、昭島市と福生市の両市で組織しております熊川・松原線促進協議会の委員全員で、建設に向けて新たにJR本社及び西武鉄道、防衛施設庁等への要請をしまいったところでございます。その後、昨年8月8日には、JR・西武鉄道・昭島市・福生市の4者による事務局レベルの協議を昭島市におきまして開催いたしまして、意見交換をいたしました。今後は、従来の自由通路だけの建設から、更に一步踏み込み、駅の橋上化と一体となった自由通路建設に向け取り組み、乗降客の安全と利便をも考慮した計画としてまいりたいと考えているところでございます。

そして、この点につきまして、去る2月20日に昭島市長さんと話し合いをしたところでございます。しかし、調整の難しい点もまだまだございまして、早い時期に、熊川・松原線促進協議会を開催していただき、この問題についての進め方など、引き続き検討していただかなければならないものと考えております。

次に、面的整備についてでございますが、田園西土地区画整理事業につきましては、平成5年12月に事業認可を受けまして、事業を進めてまいりました。おかげさまで昨年2月には、仮換地の決定をすることができました。

この決定に伴いまして、事業認可時に策定しました事業計画につきまして、具体的な推

進に向けての見直しを行いまして、当初の平成5年度から平成9年度までと予定しておりました事業期間につきましては、平成11年度まで延長し、併せて資金計画につきましては見直しを行い、昨年の6月に第1回事業計画の変更をいたしたところでございます。今後とも引き続き、関係者の御理解と御協力をいただきながら、竣工に向け進めてまいりたいと存じます。

面的整備のもう一つは、福生駅東口再開発計画でございます。関係者の方々の御理解と御協力によりまして、平成7年3月に再開発準備組合が設立されております。準備組合では、現在、個別モデル権利変換計画の検討及び個別の意見聴取に取り組み中とのことでございまして、都市計画決定に向けた作業を進めているところと認識をしております。

市では、事業の着実な進行を図るため、引き続き準備組合に対します支援をしてまいりたいと存じます。

次に、牛浜駅東口の整備についてでございますが、駅前広場として整備するために土地所有者の御理解、御協力を得るべく交渉をしてまいりましたところ、本年度、一部用地買収に御協力いただけました。従いまして、新年度予算におきまして、残りの用地買収と道路及び公園の工事に取り組み、駅前広場として整備をいたしまして、駅の利用者のみならず、歩行者の安全と利便の確保、うるおいのあるまちの景観づくりを進めてまいります。

次に、下の川緑地の保全についてでございますが、市内に残された数少ない緑地のうち、下の川緑地は市内でも規模の大きいものであり、大変貴重な緑地帯でありますことから、市民の財産として残すため、現在、睦橋通りから多摩橋通りまで、全体面積約2万平方メートルを買収する計画を立てまして取り組んでおります。これまで、約6,350平方メートル、全体の約32パーセントを福生市土地開発公社により買収が完了しております。今後とも、関係者の御理解、御協力をいただく中で少しでも多く確保いたしまして、市民の方々の安らぎの空間として確保できますればと考えております。

なお、福生市土地開発公社で買収済みの用地につきましては、市の財政計画等を勘案し、防衛補助を得ながら買戻しをしてまいる所存でございます。

さて、今後の福生市のまちづくりにとりまして誠に大きな課題となってまいりますことは、なんといいましても熊川駅周辺整備かと存じます。

ここは、鉄道、道路並びに都立宇宙科学館の誘致という三つの整備課題が競合する地域でございます。従いまして、一つの課題だけを取り上げて議論いたしますことは後々に問題を残すこととも考えられ、その点で、総合的にとらえた整備が検討されますれば、誠に理想的と存ずるものでございます。そういう考え方での手法ということになりますと、熊川駅周辺の面的な整備ということの中で、それぞれを調和させていってはどうかと考えるものでございます。

そこで、まず、五日市線の複線化問題でございますが、平成6年10月26日に、昭島市を

含めました、五日市線に関連いたします3市1町1村の市町村長及び議長を構成員といたしまして、JR五日市線複線化促進協議会が発足し、現在、五日市線の改善につきまして取り組んでいるところでございます。これまでの活動といたしましては、平成6年度・7年度にかけまして、コンサルタントに委託し、現在の五日市線全線の現況調査、改善計画を検討し、「JR五日市線改善促進調査報告書」を昨年3月にまとめたところでございます。

この調査は、五日市線全線にわたりましての初めての調査でございまして、沿線における問題点、課題の把握をいたしました。しかし、今後の事業の推進につきましては、先に述べましたように総合的な整備の観点から、なお細部にわたり各種の調査を行っていくことが必要と考えるものでございます。

そこで、市といたしましては、当面、熊川駅周辺の面的整備を含めた計画づくりのための基礎的な調査を、平成9年度のJR五日市線複線化促進協議会の事業として位置づけていただき、福生市に大きな財政負担がかからないような方法で取り組めないか、JR五日市線複線化促進協議会に提案し、協議をいたしてまいりました。その結果、平成9年度に東京都の補助金を得ながら基礎的調査を実施することとなりました。従いまして、新年度に、調査費の負担金を計上させていただいております。

なお、基礎的な調査が終わり、話し合いのための材料がまとまりましたら、地元の皆さんや市議会に御相談を申し上げ、より良い方向を出してまいりたいと考えております。

次に、新奥多摩街道につきましては、五日市線との交差をしております踏切の南北約300メートルの区間につきましては、昨年6月から9月までの間に、東京都におきまして現況測量を実施いたしております。今後、この測量図に、計画決定をしております24メートルの幅員を基本に線形を入れていただき、地元説明会を開催することになるわけですが、JR五日市線複線化促進協議会によります調査等の関係もございまして、鉄道と道路との立体化の整備の問題につきましては、いましばらく事態の推移をみながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

次に、福生病院を公立の病院として存続させることについてでございますが、平成6年5月に東京都国民健康保険団体連合会から、福生市・羽村市・瑞穂町の3市町長あてに、福生病院の移管について、文書をもって正式な要請がされてまいりました。

そこで、平成7年8月に2市1町の市長・町長会議を開催いたしまして、地域医療を確保するためには、2市1町が何らかの方法で存立を図っていくべきであるとの意見の一致をみたところでございます。

また、同年12月定例議会におきまして、「福生病院を3市町の組合病院にする陳情」が当市並びに羽村市で採択され、更に、昨年3月には瑞穂町におきまして採択がされております。

しかし、福生病院を引き受けますには財産の取得等に対して、国民健康保険団体連合会側の条件もありますことから、2市1町でも種々検討を重ねてまいりました。更に、東京都に対しましては、財政支援の要請をしまいたところでございます。これに対しまし

て、東京都から昨年5月に、総務局・福祉局・衛生局の各部長並びに2市1町の部課長をもって構成する「福生病院の移管に関する連絡協議会」を設置したい旨の連絡がされてまいりました。このことから、早速6月に、福生病院の移管にかかわる行政課題を協議するための協議会を設置いたしましたところでございます。

これまで、3回の幹事会と2回の協議会を開催いたしました。資産の取得並びに職員の処遇等移管条件に、余りにも大きな隔たりがありますことから協議が整わず、現在に至っております。病院を経営するということは、一般会計予算に与える影響も大きく、病院の運営を始めます前から2市1町が財政負担を強いられることは、以後の実際の運営に移った段階で一層の財政負担をしなければならないこととなり、2市1町の財政は益々厳しいものとなってまいります。そのためにも、出発時での負担は極力避けなければならない訳でございます。

いずれにいたしましても、この問題は誠に大きな課題でありますことから、協議会だけでは結論づけが難しい状況となってまいりましたので、地元都議会議員及び2市1町の助役並びに東京都の福祉局・総務局の部長によります3者協議を、去る2月6日に開催いたしました。その席で、当面の財政負担、将来にわたっての財政的問題等も視野に入れ、協議をいたしましたところでございます。地域医療を確保するという観点から、引き続き、東京都と2市1町で十分協議し、より良い方向を見出してまいりたいと存じます。

また、議会とも十分御相談を申し上げながら進めてまいりたいと考えております。

次に、都立宇宙科学館についてでございますが、都立宇宙科学館の開設は、福生市の活性化に大きく寄与するものと考えられるものでございまして、私といたしましては、これまで受け入れについて最大の努力をしてきたところでございます。そのような要請の中で、用地につきましては、昨年3月に東京都に買収していただいたところでございます。

施設建設につきましては、去る2月に発表されました東京都の基本構想「生活都市東京構想」におきまして、都市文化の創造の施策として、「広域的な文化施設については、地域間のバランスも考慮しながら社会経済状況を踏まえてあり方を検討していきます。」と記述されまして、この内容につきましては、先月の25日に開催されました東京都市長会の席上におきまして、東京都政策報道室企画部長から、この記述についての東京都の見解メモとして補足説明がされまして、宇宙科学館と青梅市に予定されております多摩都民フォーラムは、今後も継続して検討していくことを意味する記述である旨の説明がされました。即ち、建設の将来的保証をしていこうとするものだということでございます。従いまして今後は、一日も早い宇宙科学館建設に向けた働きかけを強力にしていける所存でございます。

なお、用地売払いに伴う差額につきましては、振興交付金の中で措置願えることとなっております。具体的な措置といたしましては、本年度を含め複数年度で対応していただけることとございますが、平成8年度予算を含め、各年度とも補正予算をもって措置をさせていただきます。

次に、平成9年度予算につきまして申し述べさせていただきます。

昨年から、景気は緩やかな回復を継続しているとの報道などがされておりますが、市の財政を見る限り、その厳しい状況には変わりがございません。

このような情勢のもと、歳入につきましては、景気回復の遅れ、制度減税等の影響によりまして、市税の伸びはあまり期待ができず、また、消費税5パーセントへの改定に伴う地方消費税についても、通年の交付については確保されず、加えて、国や東京都の財政も大変厳しい状況から、交付金、補助金等が今までどおり確保できるかどうかも心配がされるものでございます。そこで、財源確保に当たりましては、市税の課税客体の的確な把握に努めますとともに、市税収納率の向上を図ってまいりたいと存じます。

また、自主財源の乏しい当市といたしましては、今後とも、国や東京都との連携を一層強める中で、財源の確保に努めていかなければならないものと思っております。

更に、健全な財政運営を進めてまいりますには、適時適切な基金の取崩し、あるいは計画的な起債の活用によりまして、行政水準を低下させないよう努力してまいりたいと考えております。なお、地方消費税の配分金の不足分については、臨時税収補填債をもって充ててまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、このような厳しい状況ではございますが、行政改革に真剣に取り組み、施策全般にわたり創意と工夫をこらし、また一方で経常経費の節減を図りながら、重点的な財源の配分をもって対応していかなければならないものと考えているところでございます。

なお、下水道使用料につきましては、受益者負担の適正化の観点から、平成9年度中に使用料の改定をしてまいりたいと存じますので、よろしく御理解、御協力を賜りたいと存じます。

また、水道料金につきましては、消費税率が4月から、地方消費税を含め5パーセントに改定されますことから、引上げ分に相当する2パーセントの料金の改定を、本年の6月1日から実施する旨の通知が東京都からされてきております。

次に、歳出におきましては、高齢化施策の推進、これまで開館した大規模施設の経常経費の増加、母子保健業務等の移管に伴う新たな歳出要因の出現などがございますので、今後とも、行政改革の徹底を図り、職員数の増加を押さえ、全庁的な事務事業の見直しの中で効率的な行政運営を進め、行政サービスの維持向上に努めてまいります。

また、旅費、需用費、役務費等については、本年度予算額に対して10パーセントの減額をし、飲食を伴う会議賄い費については原則廃止とし、備品については、前年度同様、原則新規備品の購入の抑制、公用車の更新は10年・10万キロメートル、普通建設事業につきましては、優先順位、緊急度の高いものから取り組むよう、予算の重点的配分に心がけたところでございます。

このような中で、新年度の一般会計の予算規模といたしましては、219億3,506万円と、対前年度当初予算との比較では、1.3パーセントの減となっております。これは、主に第

二市営住宅建設事業及び第二わらつけ公園新設事業の完了、リサイクルセンター建設事業量の減少などにより減額となるものでございます。

なお、時期的に取り組みの急がれる事業につきましては、新規の取り組みやレベルアップを図り、その事業費につきましても、総予算の 6.5パーセントに相当する事業費を計上させていただきました。

なお、平成 9 年度の主要事業につきましては、実施計画の中で明らかにしておりますので、その中で御参照をいただきますとともに、後ほど提案いたします平成 9 年度予算案の中で触れさせていただきますので、ここでは説明を省略させていただきます。

以上、大変長時間にわたり、平成 9 年度の市政運営に当たりましての私の所信を申し述べさせていただきます。今後とも議員並びに市民各位の御理解と御協力によりまして、「輝く街 福生」の構築に邁進してまいりたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、平成 9 年度の施政方針とさせていただきます。

御清聴を賜りましたことを感謝申し上げます。誠にありがとうございました。